

11.6.29

1228



共ニ乘ルルヲ旨ニ復北區中ノ島中火台等事  
ニ於テハ増送厚ク了同ノ事トシ決セ

大正十一年六月廿五日

(大阪府)

一位友伸銅所ニ於ケル労傷争議續報

一伸銅工組合ノ評量

又 幹部會ヲ二十五日組合事務部内ニ開キ左記各項ヲ協定

1. 争議資本金ノ件、組合積立金約千円ヲ壹分並流

用シテ六月中央公會會堂ヲ於テ開儀、成工大等ニ其不足

ニ生シテ場合ノ山宜收方決メ決スル

2. 争議役員選定ノ件

ハ職工合部ノ結束ヲ鞏固スルニ由メ毎口午前十時争議事

事務省